

重要事項説明書の書面での交付は行っていないため、お客様ご自身で当ファイルの保存等をお願いいたします(もしくは、ご加入後にアプリ内の加入詳細からご確認ください。)

PayPayほけん これだけペットにご加入いただく皆さまへ

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)

- この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」は、ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、PayPayほけんお問い合わせフォームでお問い合わせください。
- 「これだけペット」は、ペット&ファミリー損害保険株式会社(以下、ペット&ファミリー)を引受保険会社とするペット保険です。

契約概要

1. 名称

これだけペット

正式名称: ペット医療費用保険(診療区分別限度設定型B型)

2. 商品の仕組み

- (1) この保険は、団体(PayPay)をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。ご加入者が団体の構成員等であることが加入条件(注1)となります。
(注1)ご加入者はPayPayアカウントを保有し、PayPayほけん利用規約に同意している必要があります。
- (2) この商品は、日本国内で家庭用として飼育される犬または猫(以下「ペット」といいます)を対象とした保険です。ご契約のペットがケガまたは病気(注2)によって診療を受けた場合に保険金をお支払いします。
(注2)ケガまたは病気とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指します。
- (3) お支払いする保険金は、被保険者(ペットの飼い主であるご加入者をいいます。以下同様とします)が支払った治療費(注3)に補償割合を乗じた金額となります。ただし、保険証券等に記載の支払限度の範囲内となります。
(注3)治療費とは、約款に定める「保険金を支払わない場合」に定められている項目を除いた費用をいいます。保険金のお支払い対象とならない治療費等がありますので、詳しくは、「7. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)」をご参照ください。

3. 付帯される特約およびその概要

名称	概要
保険契約の継続取扱に関する特約	保険契約の継続について定めた特約です。
包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)	団体からの保険料の払込みについて定めた特約です。
入院および手術のみ支払特約[お手軽プランのみ]	通院治療を補償対象外とし、入院と手術の治療に限定する特約です。

4. 契約者および被保険者

●保険契約者: PayPay株式会社

●被保険者: 日本国内に居住するペットの飼い主の方(保険金は被保険者が請求し、受け取ります。)

※暴力団等の反社会的勢力の構成員等、または反社会的勢力と一定の関係を有する方等については、保険契約をお引受けできません。

5. プランと保険料

・この保険の引受条件(補償割合・支払限度等)は、あらかじめ定められたつぎの3つのプランの中からお選びいただきます。

■お手軽プラン

通院のみの補償	<u>ありません</u>
補償割合	50%
保険期間中の入院の支払限度額	20万円
保険期間中の手術の支払限度額	20万円

■基本プラン

通院の補償割合	50%
通院1回あたりの支払限度額	5,000円
保険期間中の通院の支払限度回数	5回
入院の補償割合	70%
保険期間中の入院の支払限度額	20万円
手術の補償割合	70%
保険期間中の手術の支払限度額	20万円

■安心プラン

補償割合	70%
通院1回あたりの支払限度額	10,000円
保険期間中の通院の支払限度回数	10回
保険期間中の入院の支払限度額	40万円
保険期間中の手術の支払限度額	40万円

- ・保険料は、加入プラン、加入タイプ(小型犬、中型犬、大型犬、特大犬または猫)およびペットの年齢により決まります。アプリでご確認ください。

6. お支払事由とお支払いする保険金

●お支払事由

被保険者の負担した治療費が、以下の(1)・(2)・(3)の全てに当てはまる場合

- (1)ご契約のペットがケガまたは病気を被ったことによる治療費であること
- (2)保険期間中(1年間)に日本国内の動物病院においてなされた治療による治療費であること
- (3)臨床獣医学上、一般的に認められている診断または治療処置方法で要した治療費であること

●お支払いする保険金(注4)

治療費×補償割合

(注4)診療区分(通院・入院・手術)によって支払限度があります(通院は1回あたりの支払限度額と年間の支払限度回数があります)。

ご注意!

- ・通院・入院において手術を行った場合は通院・入院と見なさず、「手術」の支払限度額の適用となります。なお、この場合、手術に伴う通院費用・入院費用を含むものとします。
- ・同じ日に同一の動物病院で2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて1回の通院として1回あたりの支払限度額を適用します。ただし、同じ日に異なる動物病院に2回以上通院した場合は、別々の通院とみなしてそれぞれの通院について1回あたりの支払限度額を適用します。また、同一の動物病院で通院と入院が同じ日にあった場合は入院とみなします。
- ・「通院」において、保険期間を通じての支払限度回数に達した後に請求を受け付けた保険金は支払対象となりません。また、「通院」の保険金は請求の受け付けが早いものから順に支払います。なお、同一請求日に複数の請求があった場合には、その中で「通院日」が早いものから順に保険金を支払います。
- ・入院中に獣医師の判断により他の動物病院に通院して治療を受けた場合や転入院した場合などは、他の動物病院での医療費用損害の額は別の治療とみなして取り扱います。
- ・「手術をした日を含む入院期間の治療費用」および「手術をした日の通院の治療費用」は手術費用に含め、診療区分「手術」の支払限度の適用を受けるものとします。
- ・診療区分「通院」は手術を伴わない「通院」のみの場合が対象となり、診療区分「入院」は手術を伴わない「入院」のみの場合が対象となります。

[保険金のお支払い例] 基本プランにご加入の場合

- ①1回目の治療:入院して手術を受けた。治療費は10万円。
保険金=7万円(10万円×70%)[手術区分の残額13万円]
- ②2回目の治療:入院して手術を受けた。治療費20万円。
保険金=13万円(20万円×70%=14万円ですが手術区分の残額が限度)
- ③3回目の治療:入院して手術を受けた。治療費10万円
すでに手術区分の限度に達しているためお支払いできません。

④4 回目の治療:入院(手術は無し) 治療費 10 万円

保険金=7 万円(10 万円×70%)[入院区分でお支払いします]

●診療区分が手術となるもの、ならないものについて

手術とは、ペットに対して治療のために器具および麻酔を用いて患部または必要部位に切除、切開等の処置を施す行為をいいます。

また、以下の治療については、それぞれ、手術とみなす治療、手術とみなさない治療として取り扱います。

なお、実際には動物病院発行の診断書や診療費明細等により詳細に審査して判断します。

<p>◆手術とみなす治療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全身麻酔下での食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置 ・整形外科疾患の非観血的処置 ・歯科手術 ・鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術 ・麦粒腫切開術、涙嚢切開術、マイボーム腺梗塞摘出術等 ・角膜・強膜異物除去術等
<p>◆手術とみなさない治療・処置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線治療 ・切創の縫合 ・皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処置 ・手術完了後に行われる抜糸 ・組織採取 ・「手術をした日を含む入院期間または通院日」と異なる日に受けた検査費用 (MRI 検査や CT 検査の費用を含みます)

7. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

<p>契約者・被保険者等の行為によるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●契約者・被保険者等の故意・重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じたケガ・病気 ●契約者・被保険者等の精神障害、泥酔状態、心神喪失、薬物依存等によって生じたケガ・病気 ●契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求 ●動物愛護及び管理に関する法律等に反する不適切な飼育・管理のために生じたケガ・病気
<p>自然災害等によるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火・津波・風水害等の自然災害によって生じたケガ・病気 ●戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・核燃料物質等によって生じたケガ・病気
<p>既往症</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●初年度契約の保険期間の初日において既に生じていたケガ・病気(既往症)
<p>予防可能な感染症</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の感染症。ただし、その疾病の発症日とその予防措置(予防接種・予防薬の投薬など)の有効期間内であった場合および獣医師の判断により

	<p>予防措置を講じることができなかつたと認められる場合を除きます。</p> <p>犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血病ウイルス感染症</p>
<p>この保険制度上、ケガ・病気にあたらないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 臍ヘルニア・そけいヘルニア・停留睪丸・乳歯遺残(不正咬合を含みます) ※病化し、その治療である場合は保険金のお支払い対象となります。 ● 交配・妊娠・出産(死産を含みます)・帝王切開・早産・流産・人工流産またはこれらによって生じたケガ・病気 ● 治療を伴わない介護やリハビリテーション費用
<p>予防医療 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断、症状を伴わず実施の検査 ● 傷病予防のための検査・投薬・手術 ● 予防接種(ワクチン接種) ● 健康体に行われた処置(肛門腺しぼり、爪切り、耳そうじ、まつげ抜き等) ● マイクロチップの挿入
<p>この保険制度上、治療に該当しないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 断尾・断耳 ● 声帯除去 ● 美容整形手術(歯列矯正を含みます) ● 爪切除(狼爪切除を含みます) ● 避妊手術・去勢手術 ● 歯石除去 ※歯周病治療と合わせて行う歯石除去は保険金支払の対象に含まれます。 ● 安楽死
<p>この保険制度上、治療目的であっても対象外のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康補助食品・サプリメント(獣医師が治療目的で処方したものを含む)、処方食、医薬部外品 ● 漢方、温熱・温泉療法、酸素療法、オゾン療法、寒冷療法、中国医学(鍼灸を含みます)、インド医学、ハーブ療法、減感作療法、ホメオパシー、ホモキシコロジー、アロマセラピー、免疫療法等の代替医療 ※上記以外にも再生医療や国内未承認薬の使用等は、代替医療に該当するものとして補償対象外となることがあります。 ● 自宅で使用するシャンプー・イヤークリーナー・スキンコンディショナー等(医薬品を含みます) ※獣医師が通常の治療の一環として、動物病院で行った薬浴は保険金のお支払い対象となります。 ● ノミ・ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用 ※毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬の駆除費用についてはお支払いする場合があります。

治療付帯費用	<ul style="list-style-type: none"> ●カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料 ●ペットホテル料、ペット預かり料、ペットの移送費 ●各種証明書類の作成費用・送料 <p>※保険金請求に必要な診断書等の作成費用は保険金のお支払い対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医薬品の送料 ●葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用
---------------	---

8. 保険金を条件付きでお支払いできる治療費

以下については、病院の診断内容と一般獣医学情報等により総合的に保険金支払の可否を判断いたします。

	お支払い条件
外部寄生虫の駆除費用	毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬(ひふかいせん)の駆除の場合 ただし、ミミヒゼンダニ・耳ダニによる皮膚疥癬はお支払いしません。
停留睾丸の摘出費用	腫瘍化(もしくはそれを疑う所見)があり、その治療として実施した場合
乳歯遺残の抜歯費用	乳歯遺残が直接的な原因となった傷病があり、その治療として実施した場合
臍ヘルニア・そけいヘルニアの治療費	病化(腹膜炎や壊死等)しており、その治療として実施した場合

9. 保険期間

- ・この保険契約の保険期間は1年間です。保険期間初日の午前0時から保険期間の終了日(翌年の契約応当日の前日)の午後12時(24時)までとなります。
- ・保険期間の始期日は、アプリ上で申込手続きをされる日の1か月後の応当日となります。具体的な日にはアプリでご確認ください。

10. 保険契約の継続

- ・ご契約者(またはご加入者)またはペット&ファミリーより別段の意思表示がない限り、保険期間の満了時に、原則としてご契約は自動的に継続となります。
- ・保険期間終了日の1ヵ月前までに、次年度の継続契約についてのご案内をご登録いただいたメールアドレスにお送りしますので、必ずご確認ください。
- ・「継続の中止」や「契約内容の変更」を希望される場合は、保険期間終了日までにアプリからお手続きください。申し出をされなかった場合は、継続前の契約と同じ補償内容でご契約が自動的に継続となります。
- ・保険期間の途中で加入プランを変更することはできませんが、継続時にはお申し出により変更できる場合があります。ただし、補償割合等が引き上げとなる場合は、所定の審査が必要となります。

ご注意！

- ・ペットの年齢が上がるにより保険料は変更になる場合があります。
- ・商品改定等により、保険料・補償内容が変更となったり、ご契約が自動的に継続とならないことがあります。
- ・保険期間の終了する以前に開始した治療について、保険期間の終了を過ぎて継続して治療がなされた場合は、原則として保険期間終了後の治療については保険金のお支払いはできません。ただし、継続契約の締結がなされ、かつ、継続契約の保険料のお払込みがあった場合は、継続契約の補償内容で保険金をお支払いします。
- ・原則としてペット&ファミリーから継続を取り止めることはありませんが、保険金請求時にペット&ファミリーからの調査依頼に協力いただけなかったり、公正な支払判断の妨げになるような行為などがあった場合には、ご継続をお断りしたりご契約内容の変更をお願いすることがあります。

11. 引受条件

(1) ご加入できるペット

日本国内のご家庭で飼育されている生後 45 日以上満 7 歳以下(保険期間の初日時点の満年齢)の犬または猫

(2) ご加入できないペット

① ペットショップ・ブリーダー等が売買目的で飼育する犬または猫

なお、売買後の犬または猫はご加入できます。

② 闘犬または競争犬等の興行目的で飼育される犬または猫

③ 警察犬・麻薬犬・救助犬または狩猟犬等の職業犬

ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬等の身体障害者補助犬はご加入できます。

④ ブリーダー等が繁殖を目的として飼育する犬または猫

現在は愛玩動物または伴侶動物として飼育する犬または猫を含みます。

⑤ 過去に、所定の病気(注 5)と診断されたり、治療を受けたことのある犬または猫(新規加入時に限りません)

(注 5) 加入申込時の告知事項に記載の傷病

ご注意！

- ・原則として、健康体であることが条件となります。
- ・お引受けにあたっては、アプリの告知画面ですべて「いいえ」である必要があります。

12. 保険料の払込期間および払込方法

(1) 保険料の払込期間は、1 年間です。

(2) 保険料の払込方法は、「PayPay 残高または PayPay ポイント」(以下、PayPay 残高等といえます)または PayPay クレジットからのお払込みとなります。

(3) 保険料は毎月の保険始期日と同じ日付(始期応当日)に PayPay 残高等から決済されます。保険始期日が末日の場合などで翌月の始期応当日がない場合は、翌月末日が始期応当日となります。

PayPay 残高等から決済されない場合において、翌月の始期応当日前日 23 時 59 分までに決済されないときは、ご契約は解除となります。(この保険の補償は、最初に決済されなかった始期応当日の前日

で終了します。)

なお、PayPay クレジットをご利用の場合は、払込期月の翌月 27 日に他のお支払いと合わせて一括で決済されます。

13. 解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金

この保険契約には、解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金はありません。

注意喚起情報

1. クーリングオフ

この保険は、クーリングオフはできません。

2. 告知義務および通知義務等

(1) ご加入時の注意事項(告知義務等)

- ・ご加入者には、お申込み時に、保険契約上の重要な事項としてペット&ファミリーがご質問した事項について、正しくご回答いただく義務(告知義務)があります。お申込手続き画面の内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ・告知内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除(解約)となったり、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・暴力団等の反社会的勢力の構成員等、または反社会的勢力と一定の関係を有する方等については、ご契約できません。ご契約後に、当該関係に関する事実が判明した場合は、ご契約が解除(解約)となるとともに、保険金をお支払いできません。

(2) ご契約後の注意事項(通知義務)

- ・ペットが、愛玩動物または伴侶動物ではなく、つぎのような目的での飼育に変更となった場合は、ご契約を続けていただくことはできません。PayPayほけんお問い合わせフォームから連絡のうえ、解約の手続きをお願いします。

ペットショップ・ブリーダー等の売買目的(売買後は除きます)もしくは繁殖目的、闘犬・競争犬等の興行目的、または 警察犬・麻薬犬・救助犬・狩猟犬等の職業犬(ただし、盲導犬・聴導犬・介助犬等の身体障害者補助犬は除きます)

3. ご契約締結後に各種異動等があった場合

- (1)ご加入者(被保険者)の氏名・住所・電話番号・メールアドレス・ペットの名前に変更があった場合は、アプリからお手続きください。

[加入履歴 ▶ 対象契約 ▶ 加入詳細 ▶ 情報変更]

- (2)その他、ご契約締結後のご連絡事項等

①つぎのいずれかに該当する場合は、ご契約を続けていただくことはできません。PayPayほけんお問い合わせフォームから連絡のうえ、アプリから解約の手続きをお願いします。

- ・ペットを譲渡した場合
- ・ペットが死亡した場合(失効)
- ・ペットの飼い主(ご加入者)が変更になる場合
- ・ご加入者が PayPay アカウントを解約するなど、加入条件を満たさなくなった場合

*ご契約を解約される場合:[加入履歴 ▶ 対象契約 ▶ 加入詳細 ▶ 解約する]

②万一、ご加入者が亡くなられた場合は、ご加入者の法定相続人よりPayPayほけんお問い合わせフォームから連絡をお願いします。

③ご加入後に、ペットの品種や生年月日が誤っていることが判明した場合は、PayPayほけんお問い合わせフォームから連絡をお願いします。この場合、保険料の変更等が発生することがあります。

4. 保険料の払込猶予期間の取扱い

(1)保険料は、PayPay残高等でのお支払いとなります。

(2)初回保険料は、アプリで申込手続きを行い、要件が完了したときに即時領収します。保険料決済ができないときは、ご契約は取消しとなります。

(3)第2回目以降の保険料は毎月の始期応当日にご加入者のPayPay残高等から領収しますので、残高不足にならないようご注意ください。払込期日に残高不足等で決済ができなかった場合は翌日以降最長30日間決済を行います。最終日に決済ができなかった場合、ご契約は解除となります。

払込方法が PayPay クレジット以外の場合は、残高不足により保険が解除となることを防ぐため、PayPay残高の「オートチャージ」設定(注6)をお勧めします。

(注6)「オートチャージ」とは、残高が指定した額を下回ったら、自動的に決まった額をチャージする機能です。

5. ご加入者による解除請求について

ご加入者はこの保険契約の解除を求めることができます。この保険契約の解約(解除)を希望される場合は、アプリから手続きをお願いします。

6. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

「契約概要」の「7. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)」をご覧ください。

また、ほかにも、ご加入者(被保険者)の詐欺または強迫によって保険契約を締結したとき、ご加入者が保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたとき、ご加入者が保険金請求について詐欺行為があったとき、ご加入者または保険金の受取人が暴力団等の反社会的勢力に該当すると認められるときなどは、保険金をお支払いできない場合があります。

7. 保険責任開始期

保険責任は、保険期間の初日の午前0時に開始します。ただし、保険期間が開始した後でも、初年度契約の初日において既に生じていたペットのケガ・病気については、保険金をお支払いできません。

8. ペットがケガまたは病気で治療を受けた場合の手続等

- (1) 動物病院で治療を受けられたら、治療費用をいったん全額お支払いください。その際、診療明細書または診療計算書を必ずお受け取りください。
- (2) ご加入者(被保険者)は、治療を開始した日から30日以内にアプリの保険金請求画面からご請求ください。なお、30日を過ぎても請求はできますが時効(受診日の翌日から起算して3年)がありますのでお早めにご請求ください。この際、同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みません)の保険契約がある場合は合わせてお知らせください。
- (3) ご加入者は、保険金請求画面に必要事項を入力し、診療明細書または診療計算書の写真をアップロードしてください。
- (4) ご請求いただいた保険金は、特別な場合を除き、請求完了日(必要事項の手続きが全て完了した日)から20日以内に、指定口座へお振込みします。

※保険金のご請求の内容によっては、診断治療証明書やワクチン接種証明書等の書類のご提出をお願いすることがあります。

※保険金請求画面や添付資料の内容に不備等があると、保険金のお支払いが遅れる場合があります。

※動物病院または他の保険会社等へお問い合わせさせていただく場合があります。

※健全な業務運営確保のために治療内容調査、ペット&ファミリー指定の獣医師によるペットの診察を行う場合があります。

※ご加入者が請求する治療費用(保険金)が、獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の金額から相当に乖離している場合は、治療を受ける動物病院の変更をお願いすることがあります。

ご注意！(お手軽プラン以外の場合)

- ・「通院」において、保険期間を通じての支払限度回数に達した後に請求を受け付けた保険金は支払対象となりません。また、「通院」の保険金は請求の受け付けが早いものから順に支払います。なお、同一請求日に複数の請求があった場合には、その中で「通院日」が早いものから順に保険金を支払います。
- ・既に支払った保険金について、ご加入者からの保険金請求の取り消しおよび支払済みの保険金の返還の申し出があっても応じることはできません。

9. 同種の補償を受けられる他の保険会社の保険契約にご加入の場合

同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約がある場合、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した保険金の支払責任額の合計が、「負担した治療費」を超えるときは、以下の金額を保険金としてお支払いします。そのため、「負担した治療費」を超える保険金のお支払いはありません。

- ①他の保険契約等から保険金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ②他の保険契約等から保険金が支払われた場合

被保険者の負担した治療費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額

ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

ご注意！

同一のペットについて同種の補償を受けられる保険契約の件数は、他の保険会社等（少額短期保険会社を含みます）で1件、ペット&ファミリーで1件が上限となります。

10. 解約返戻金

この保険には解約返戻金はありません。

11. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返還保険料等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、ペット&ファミリーも加入しております。万が一、ペット&ファミリーが破綻した場合の保険金、返還保険料等は80%（破綻時から3ヵ月以内に発生した保険事故による保険金は100%）まで補償されます。なお、今後の法改正によっては変更となる場合があります。

12. 個人情報取扱いに関する説明事項

- 保険契約者（団体）は、この保険契約に関する個人情報を、引受保険会社（ペット&ファミリー）に提供します。
- ペット&ファミリーが取得するお客様に関する個人情報の利用目的
取得するお客様に関する個人情報は、以下の目的のために必要な範囲で利用します。
 - (1) 各種保険契約のお引き受け、ご契約の継続・維持管理および適正な保険金等のお支払い
 - (2) 各種商品・サービスのご案内、提供、募集および販売
取得した個人情報や閲覧履歴等の分析による、趣味・嗜好に応じた商品・サービスのご案内を含みます。
 - (3) T&D保険グループ各社、提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供、管理
 - (4) 各種イベント、キャンペーンおよびセミナーのご案内
 - (5) ペット&ファミリーまたはその代理店が提供する商品、サービス等に関するアンケートの実施
 - (6) 再保険を行う場合、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - (7) 問い合わせ、依頼等への対応
 - (8) その他、上記に付随する業務ならびにお客様とのお取引およびペット&ファミリーの業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- 個人情報の第三者提供の制限等
ペット&ファミリーは、以下の場合を除き、業務上必要な範囲を超えて、ご本人の同意なく個人データを第三者に提供しません。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 業務遂行上必要な範囲で、外部の情報処理業者、取扱代理店等の委託先へ個人情報を提供する場合
 - (3) T&D保険グループ各社、損害保険会社等との間で共同利用を行う場合

●個人データの安全管理

個人データは、正確性保持に努め、これを安全に管理いたします。なお、個人情報の取扱いに関する詳細は、ペット&ファミリーホームページ(<https://www.petfamilyins.co.jp/>)をご覧ください。また、お問い合わせください。

13. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- ・保険募集代理店が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
保険募集代理店が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険募集代理店が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。
- ・この保険を募集する代理店は保険契約締結の「媒介」を行います。

14. 加入者証(加入詳細)

ご加入内容はアプリの「加入詳細」画面で閲覧可能です。「加入詳細」画面を加入者証として取り扱います。ご不明な点がございましたら、PayPayほけん お問い合わせフォームからご連絡ください。
なお、お申し込みの際は、入力内容確認画面で、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかを必ずご確認ください。

15. 保険料控除

この保険契約は、生命保険料または損害保険料を払い込まれた場合に受けられる所得控除(生命保険料控除または損害保険料控除)の対象にはなりません。

【これだけペット】に関する相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するご不明点は、よくある質問をご覧ください。専用のお問い合わせフォームでお問い合わせください。

【PayPayほけん よくある質問】

<https://www.paypay-insurance.co.jp/faq/>

【PayPayほけん お問い合わせフォーム】

<https://www.paypay-insurance.co.jp/contact/>

<受付時間> 平日 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

指定紛争解決機関

ペット&ファミリーは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。ペット&ファミリーとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

0570-022808[ナビダイヤル(有料)]

受付時間: 平日の午前 9 時 15 分～午後 5 時

(土日・祝日および 12/30～1/4 を除きます)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

●約款は、PayPayほけんアプリからご確認いただけます。

●取扱代理店: PayPay保険サービス株式会社

●引受保険会社: ペット&ファミリー損害保険株式会社

<https://www.petfamilyins.co.jp/>

営業時間: 平日 午前9時～午後5時(土日・祝日および 12/30～1/4 を除きます)

23A016-240301